

府監第1720号
令和8年1月22日

＊＊＊＊様

大阪府監査委員	高 橋 明 男
同	中 務 裕 之
同	鈴 木 一 水
同	川 村 和 久
同	白 木 恵 士

住民監査請求について（通知）

令和7年12月9日にあなたから提出のあった請求については、下記のとおり却下します。

記

第1 請求の要旨

住民監査請求書及び事実証明書の内容から、請求の要旨を概ね次のとおりと解した。

1 監査対象事項

大阪府情報公開審査会（以下「審査会」という。）の会長（以下「会長」という。）に対する報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）の支払い

2 前記1の事項が違法又は不当である理由

(1) 令和7年11月17日付けの審査請求が同月18日に到達したにもかかわらず、審査会はこれを受理した後、弁明書提出を促す指揮権を行使せず、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）が定める「簡易迅速な救済」の義務を放棄し、漫然と放置している。特に、会長は、同年12月3日付け上申書により文書不存在の主張と公金支出事実の矛盾を認識しながら、沈黙を続け、隠蔽に加担している。

(2) 請求人の依頼を受けた大阪府議会議員が、審査の遅延理由を事務局に照会した際、事務局は「期限はない」「2ヶ月超えても問題ない」と回答した。これは、「法の不備（期限不明記）」を悪用してサボタージュを正当化するものであり、裁量権の逸脱・濫用であり、府民の代表である議員への不誠実な態度は、二元代表制の侵害に当たる。

(3) 会長は、迅速・公正な審査の対価として報酬を受給しているが、前記(1)及び(2)のとおり職務を遂行していない。それにもかかわらず報酬等を支払うことは、明確な目的外支出である。

(4) よって、機能不全に陥っている会長に対する公金支出は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第2条第14項（最少の経費で最大の効果）に反する違法・不当な支出である。

3 求める措置の内容

- (1) 会長に対する今後の報酬等の差止め
- (2) 審査請求到達以後の職務不履行期間に支払われた報酬等の返還命令
- (3) 審査会の正常化及び迅速な審査開始の勧告
- (4) 会長への報酬支出実績及びその対価たる労務実体の関連資料の開示

第2 住民監査請求の要件に係る判断

1 地方自治法第242条第1項の要件について

法第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対して監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨規定している。

2 判断

審査会は、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号）第20条第1項に基づく諮問を受けて調査審議を行うものであるところ、令和7年11月17日付け審査請求に係る諮問の有無について、審査庁（大阪府教育委員会）に事実確認を行ったところ、請求日（同年12月9日）時点において、審査庁が審査会に対して諮問を行った事実は認められなかった。

また、行審法第29条第2項は、弁明書の提出期間について、「相当の期間」と規定するところ、行審法を所管する総務省行政管理局が作成した「行政不服審査法事務取扱ガイドライン」（令和4年6月）では、「弁明書の提出期限については、具体的には、個々の事案に応じて判断されることとなるが、例えば、2～3週間程度の期間を設定することが考えられる。」としている。

この点、審査会は、令和7年12月3日付け上申書により、同年11月17日付けで審査請求があったことを知る一方、諮問を受けていないことが認識可能であったと考えられる。

しかしながら、上記ガイドラインにおける記載に照らせば、本請求書が到達した同年12月9日時点において、審査会が、審査庁に対して諮問を促し、諮問を受けた後に、自ら弁明書の提出要求を行う作為義務が発生しているとまでは言えない。

また、情報公開課が、弁明書の提出時期に関する府議会議員からの問合せに対して、「期限がない」が「2ヶ月超えて出てこなければ遅いかな」という旨の回答を行ったとすることについて、その表現部分だけをとってみても、これが、直ち

に同法の解釈上合理性を欠くとも言えない。

なお、請求人は、前記第1の3(3)及び(4)に係る措置をも求めていが、これらは財務会計上の行為又は怠る事実の是正を求めるものとは認められない。

したがって、会長が、弁明書提出を促す指揮権を行使していないことが違法又は不当でないことは明らかであり、会長への報酬等の支払が違法・不当であるとは言えない。

また、上記の違法・不当事由のほかに、違法・不当の理由については、何ら摘示されていない。

第3 結論

以上のとおり、本件請求は、法第242条第1項の要件を満たさない請求であるから、却下する。